

議案第2号

宮崎広域都市計画道路の変更

3・2・5号 宮崎西部環状線

(議案書 P. 8 ~ P. 24)

1

まちづくりの基本的な方針

幹線道路ネットワークの概念図



4.1.1 道路(交通施設)

(1) 基本的な考え方

1) ネットワーク形成

● 広域幹線道路ネットワーク

宮崎空港、宮崎港等の交通結節機能とも連携し、広域的な物流・観光や経済活動等の効率化・活性化等を支える高速道路をはじめとする広域幹線道路ネットワークの形成を推進します。

● 環状道路ネットワーク

市中心部に集中する自動車交通を迂回・分散させ、市街地内交通の円滑化を図り、中心市街地・周辺及び市街地流入部の交通の効率化と交通混雑の緩和を促進する環状道路ネットワークの形成を推進します。

(後略)

(2) 整備等方針

(中略)

2) 環状道路ネットワーク

市街地における交通混雑の緩和及び交通ネットワークを強化するため、市街地内の通過交通を排除する外環状線と、都市内交通を円滑に処理する内環状線の早期完成を目指します。なお、概ね10年以内に優先的に整備又は検討する環状道路を以下に示します。

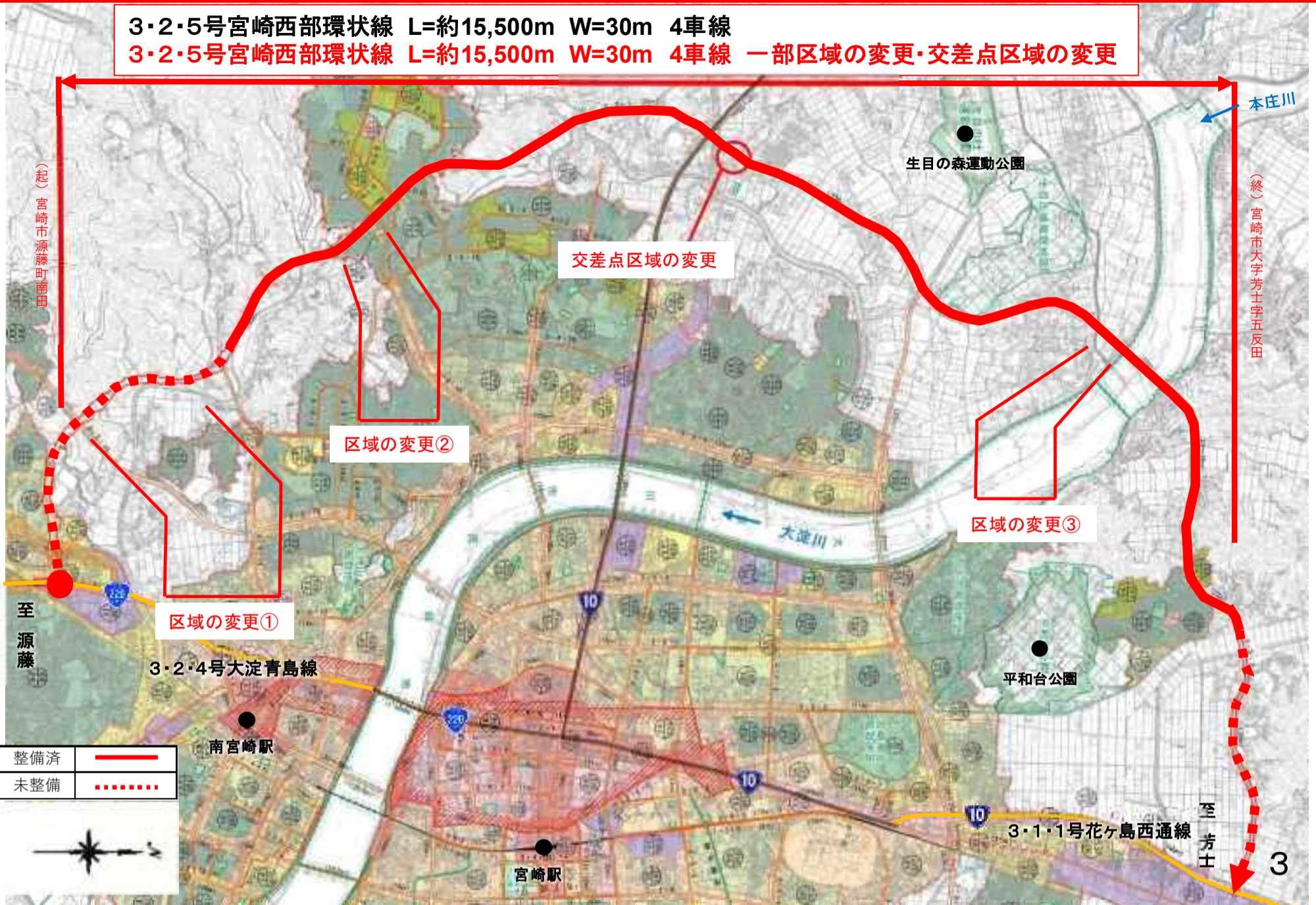
■ 優先的に整備・検討を進める環状道路

種別	路線名	整備主体
外環状線	3・2・5号 宮崎西部環状線(主要地方道宮崎西環状線)	宮崎県
内環状線	3・4・5号 昭和通線(小戸之橋)	宮崎市

出典: 宮崎市都市計画マスタープラン(平成30年3月改訂)
事務局にて一部加筆

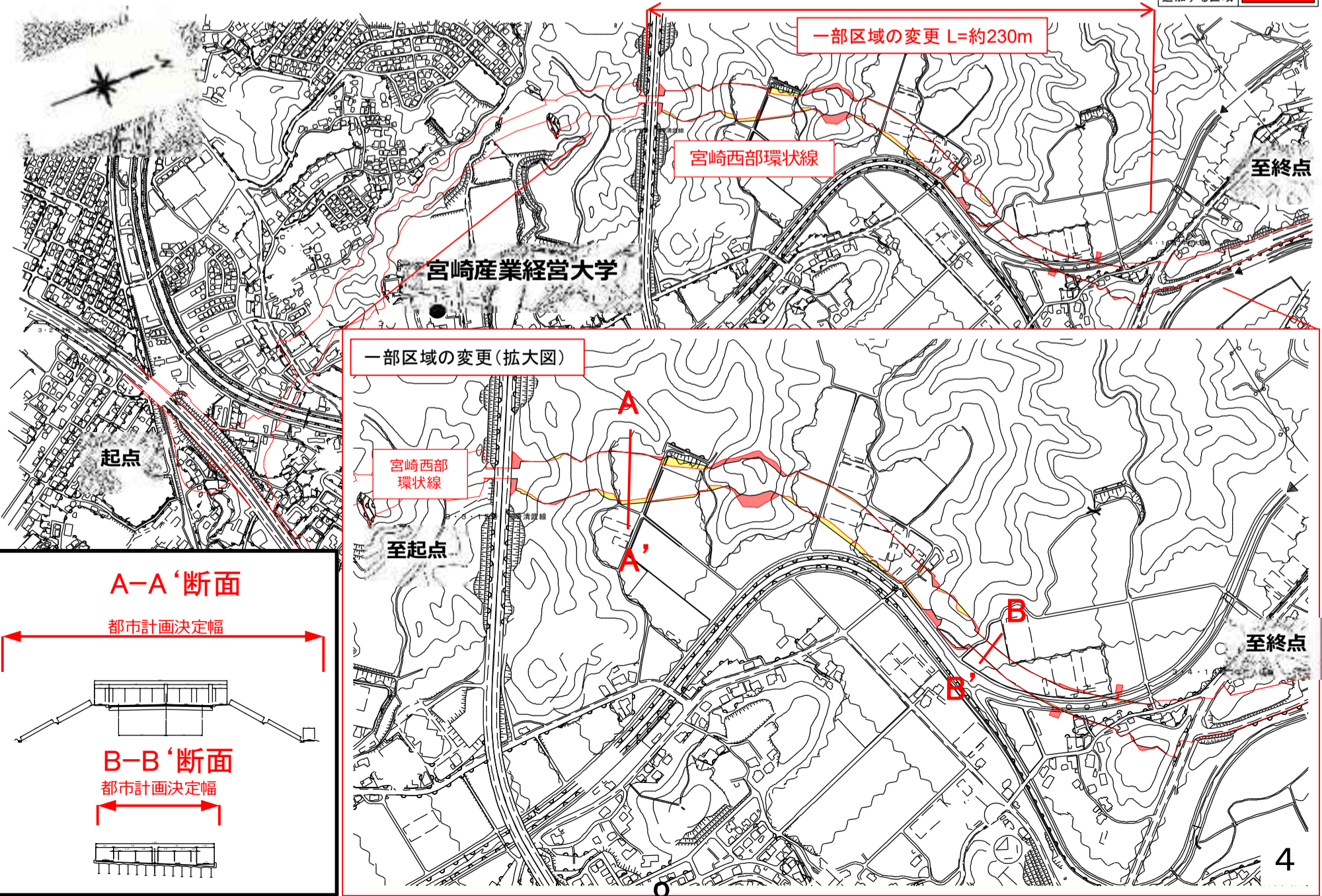
2

宮崎西部環状線の概要

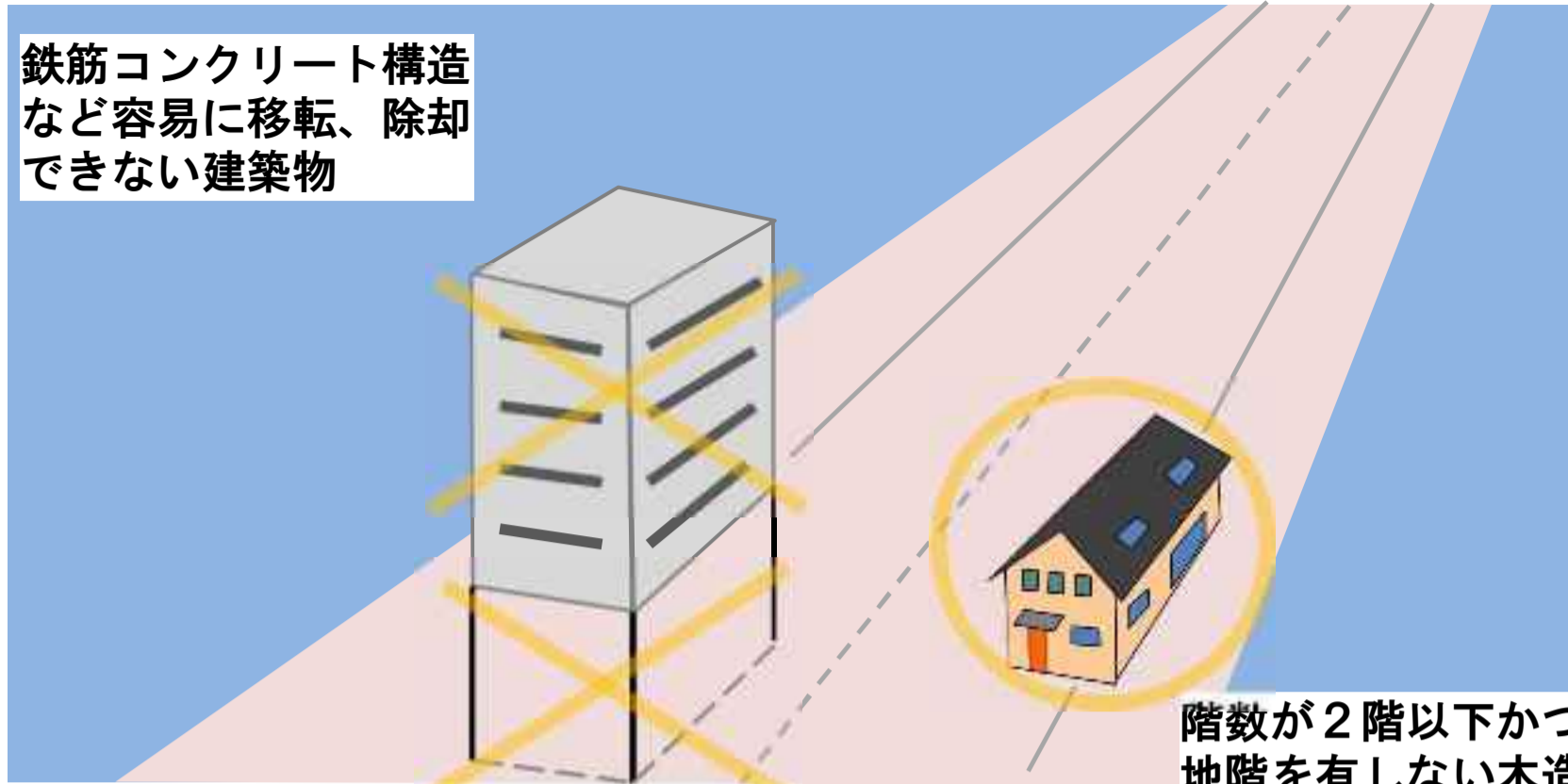


宮崎西部環状線 都市計画変更の内容 (区域の変更①)

凡	例
起点	○→
終点	→○
削除する区域	黄色
追加する区域	赤色



鉄筋コンクリート構造
など容易に移転、除却
できない建築物



階数が2階以下かつ、
地階を有しない木造建築物

地下を有する建築物

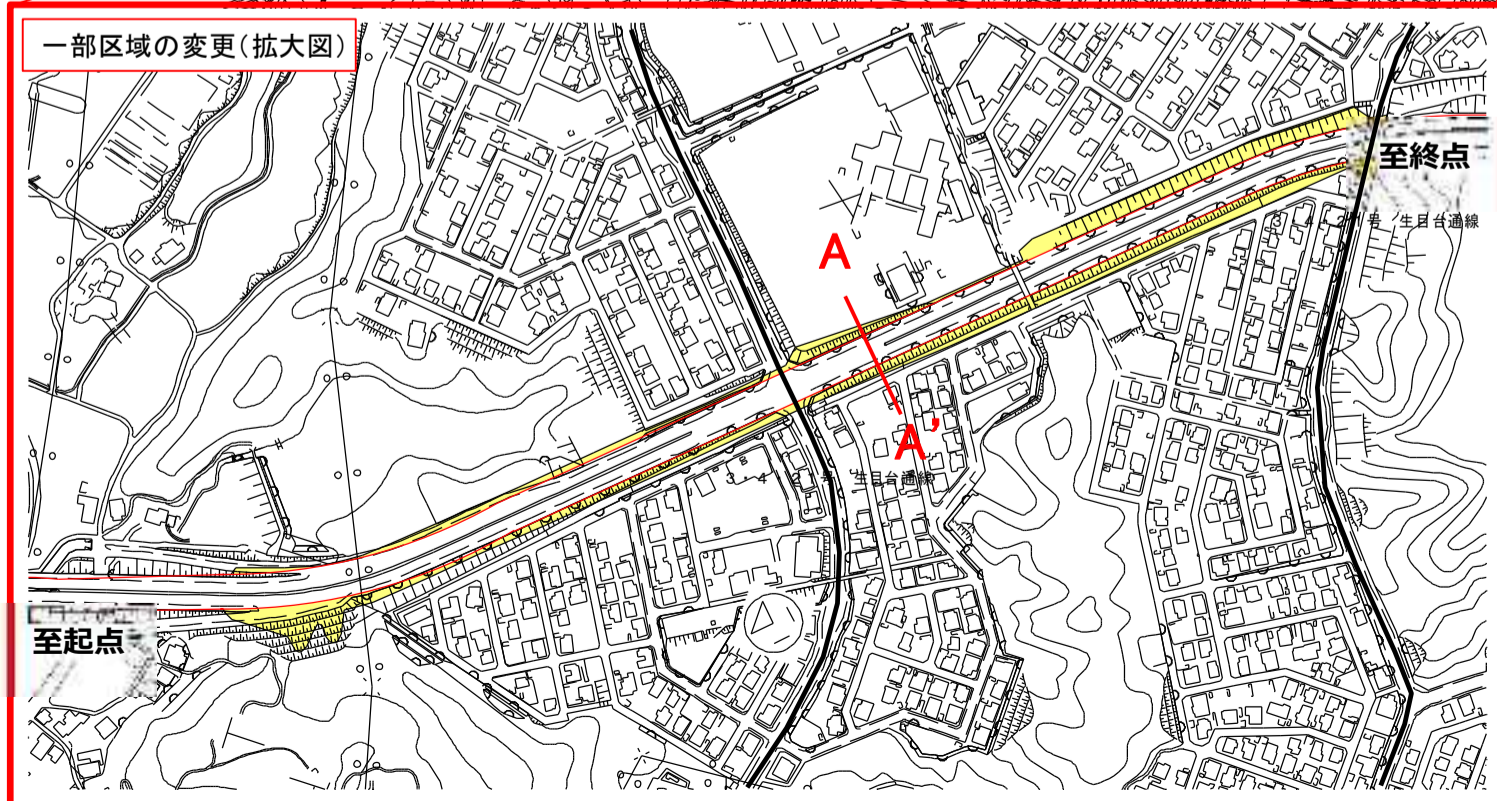
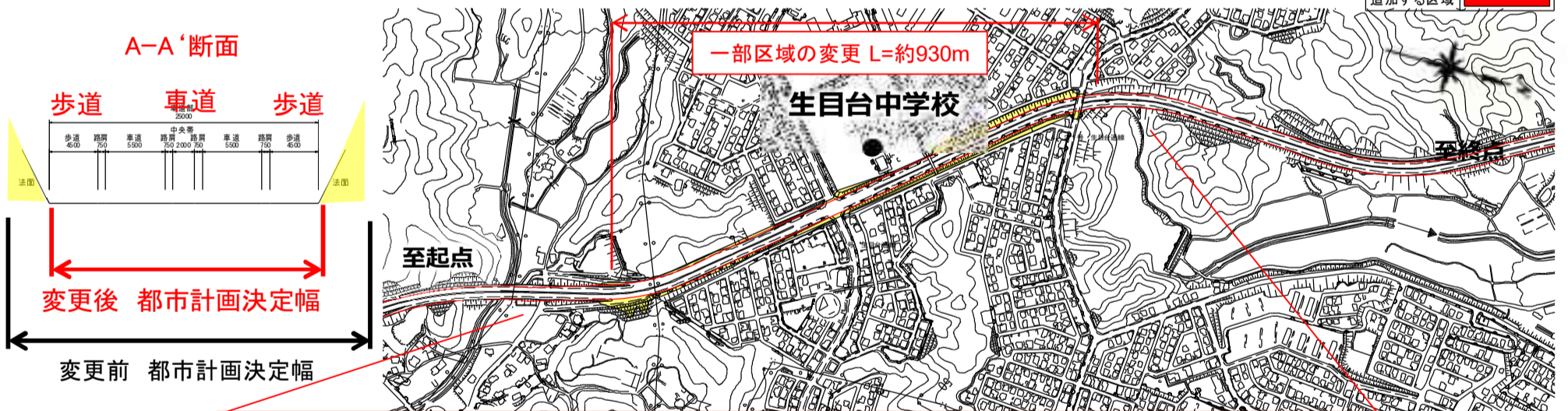
都市計画道路の予定区域内
(建築制限が課される区域)

都市計画法第53条

都市施設の計画決定による建築制限は、将来の事業の円滑な施行を確保することを目的としているが、法律上は、道路完成後も制限は残る、と解釈される。

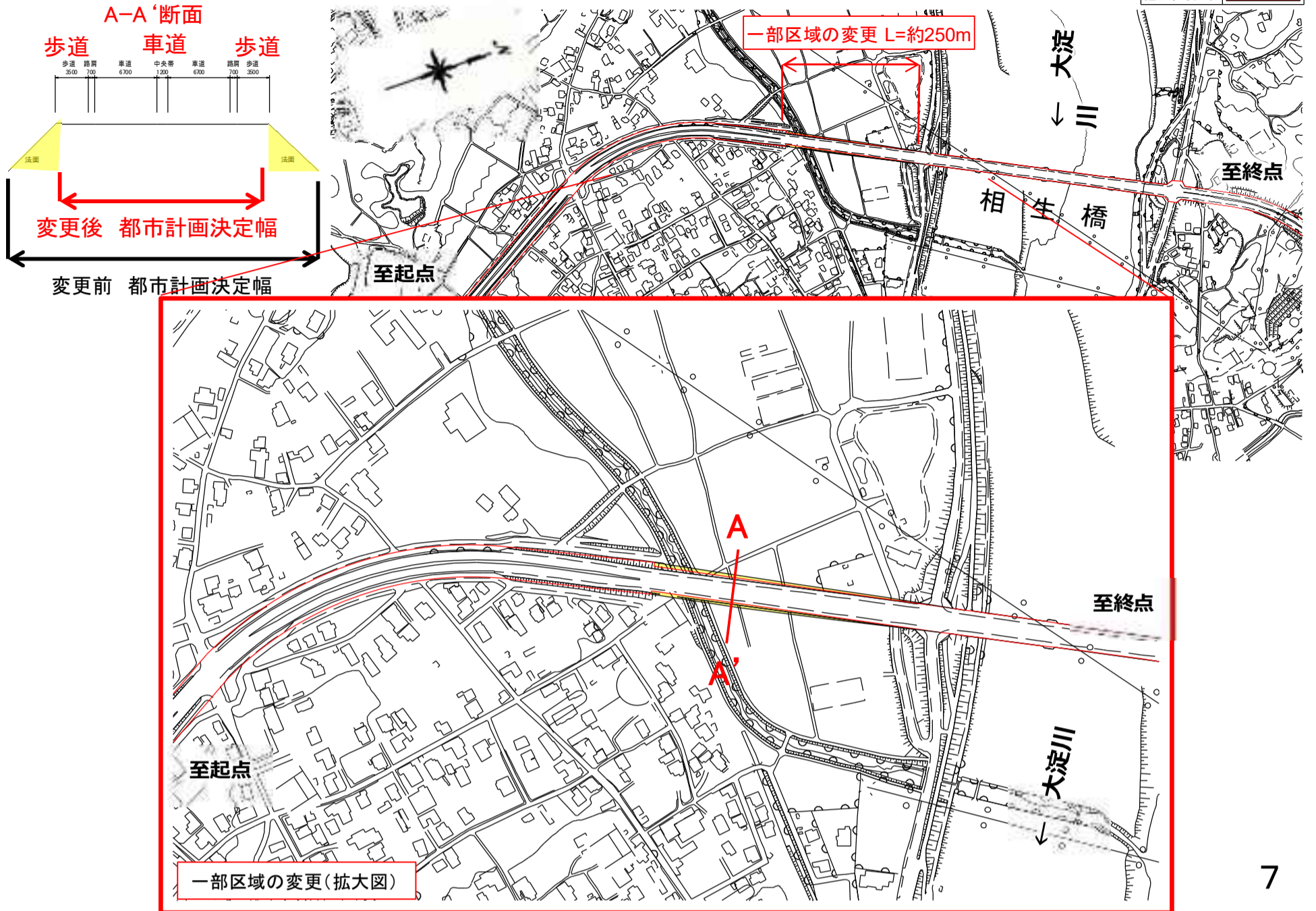
宮崎西部環状線 都市計画変更の内容（区域の変更②）

凡	例
起点	○→
終点	→○
削除する区域	黄色
追加する区域	赤色



宮崎西部環状線 都市計画変更の内容 (区域の変更③)

凡	例
起点	○→
終点	→
削除する区域	黄色
追加する区域	赤色



宮崎西部環状線 都市計画変更の内容 (交差点区域の変更)

凡	例
起点	○→
終点	→
削除する区域	黄色
追加する区域	赤色

